

# J A M 政策 NEWS

2013年1月30日 第2014-14号  
【発行】J A M  
【発行責任者】宮本礼一  
【編集】政策・政治グループ  
TEL 03-3451-2425  
E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

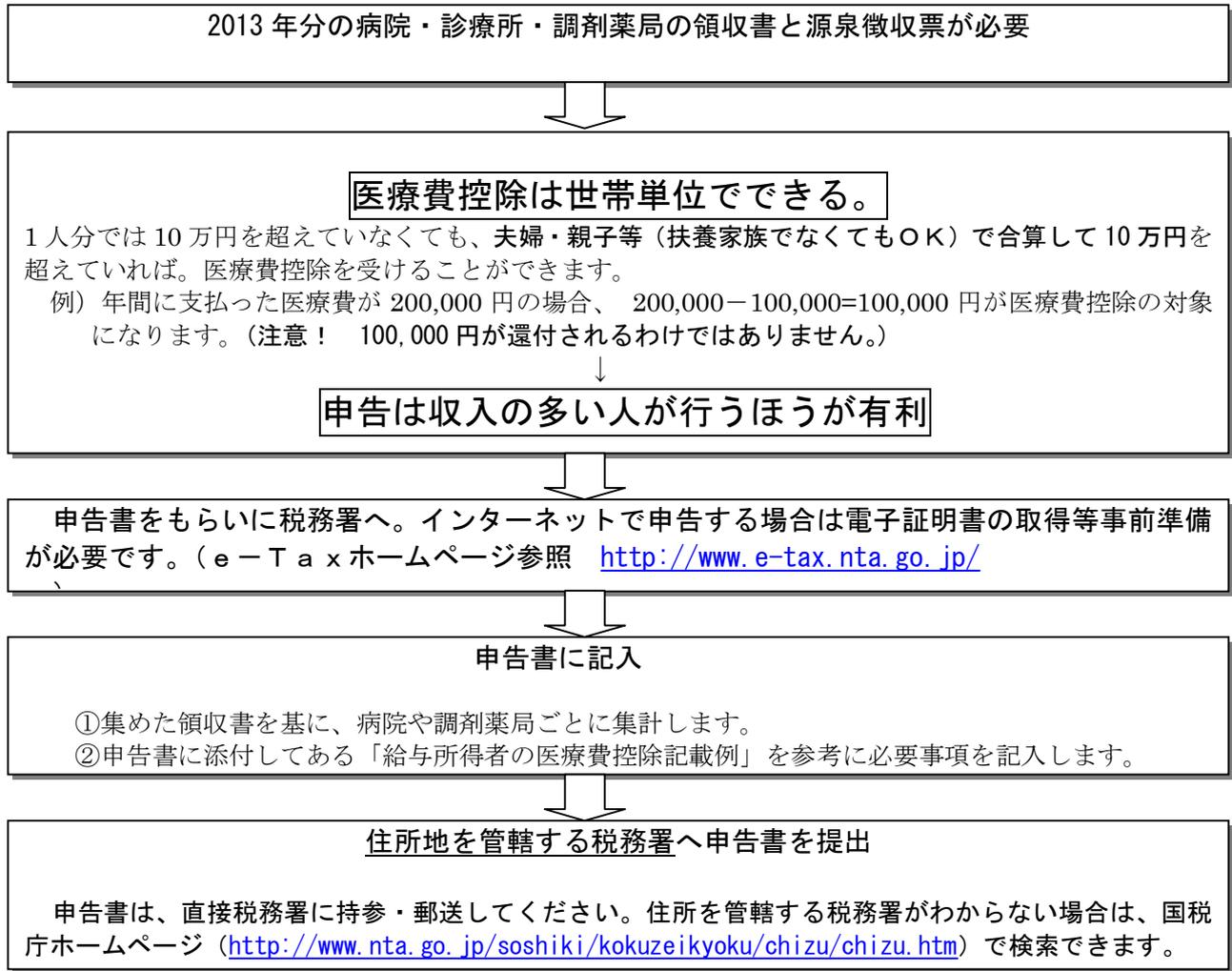
## 2月17日前でも申告できます 医療費が10万円を超えたら医療費控除を受けましょう！！

2013年の医療費はどのくらいかかりましたか？1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、申告すれば、税金が還付されます。

2013年の所得税の確定申告は2月17日から始まりますが、医療費控除のような還付金の申告は、もう受け付けています。2月17日を過ぎ

ると税務署も混雑するため、医療費控除のような還付請求だけならば、早めに行ったほうが良いです。

また、電子証明書の取得等事前準備が必要になりますが、**インターネット（e-Tax）を利用して申告もできます。**



☆ 2013年より前の医療費控除の申告を忘れていても、5年前までさかのぼって申告することができます。  
☆ 連合「医療費控除の還付申告」早わかりフローチャート（<http://www.kanpu-shinkoku.net/>）もご参照下さい。